

【売買契約条項】

この売買契約条項（以下「本契約条項」という）は、お客様（以下「買主」という）とリコーリース株式会社（以下「売主」という）との間の個別の売買契約（以下「本契約」という）に適用します。なお、買主及び売主との間で、別に売買契約書（取引基本契約等を含む）により特約又は付随条項等を定めた場合は、その特約又は付随条項等をこの売買契約条項に優先して適用します。

第1条（本契約の目的）

売主は、本契約の対象の物件、権利等（ソフトウェア製品の使用許諾を含み、以下総称して「物件等」という）を買主に売渡し、買主は、営業のために若しくは営業として、又は事業・職務の用に供するために物件等を売主から買受けます。

第2条（物件等の定義）

本契約の対象となる物件等について、以下のとおり定義します。

- ①「調達物件等」とは、売主が製造者又はその代理店・販売店（以下「調達先」という）から新規調達し買主に売渡す物件等をいいます。
- ②「中古物件等」とは、売主が保有するレンタル資産等で買主に中古販売として売渡す物件等をいいます。
- ③「調達・中古物件等」とは、調達物件等及び中古物件等をいいます。
- ④「レンタル終了物件等」とは、買主を借主、売主を貸主として両者間で締結したレンタル契約が終了又は満了したとき、当該レンタル対象の物件等のうち本契約の対象として売主が買主に売渡す物件等をいいます。

第3条（本契約の成立）

売主が買主に見積書を提示し、買主が当該見積書に基づき注文書（以下総称して「注文書等」という）により売主に本契約を申込み、売主がこれを承諾したとき本契約は成立するものとします。なお、買主は、売主の事前の承諾がある場合を除き、売主に対し注文書等交付後に本契約の申込みを撤回することはできません。

第4条（調達・中古物件等の引渡し）

1. 調達・中古物件等が本契約の対象物件の場合、売主は、調達・中古物件等を注文書等記載の場所に搬入するものとし、買主は、搬入された調達・中古物件等について直ちに買主の責任と負担で検査を行い、調達・中古物件等の種類、品質・性能及び数量（規格、仕様、機能、作動状況その他調達・中古物件等につき買主が必要とする一切の事項を含む。以下これらを総称して「品質等」という）について本契約の内容に適合していることを確認のうえ、調達・中古物件等の搬入日（以下「搬入日」という）から売主の5営業日まで（以下「検査期限」という）に調達・中古物件等の引渡完了を証する書面（以下「物品受領書」という。売主が事前に承諾したときは、書面に替えて電子メールによる電子書面とすることができます。以下同じ）を売主に交付します。なお、買主は、調達・中古物件等が搬入された時から引渡しの時まで、調達・中古物件等について、善良な管理者の注意をもって買主の責任と負担で売主のために保管します。
2. 調達・中古物件等の品質等が本契約の内容に適合していないときは、買主は、売主に対し検査期限までに書面により検査結果不合格の旨の通知（以下「検査不合格通知」という）をするものとします。
3. 調達・中古物件等について検査不合格通知があったときは、売主は、買主と協議のうえこれを解決するものとします。なお、売主は、調達・中古物件等の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しのみを担保し、それにかかる過大な費用若しくは時間を要するとき、又は契約不適合責任の解決のための協議が売主の指定日までに成立しないときは、損害賠償責任を負うことなく買主に対する通知により本契約の全部又は一部を解除できるものとします。
4. 買主から売主に対し検査期限までに物品受領書及び検査不合格通知書面の交付がなかったときは、調達・中古物件等について、品質等が本契約の内容に適合した状態で搬入日に引渡し完了したものとみなします。なお、以後買主は、売主に対し調達・中古物件等の品質等が本契約の内容に適合していないことを主張できないものとし、

調達・中古物件等の修補、代替物及び不足分の引渡し、代金減額並びに損害賠償を請求できないものとし、かつ、本契約を解除できないものとします。

第5条（レンタル終了物件等の引渡し）

レンタル終了物件等については、現状有姿のままその所在場所で簡易の引渡しの方法により、品質等が本契約の内容に適合している状態で本契約成立日に売主から買主に対し引渡し完了したものとみなし、それ以後については第4条第4項のなお書きを準用します。なお、買主は、レンタル終了物件等に貼付された売主の所有物である旨の表示・標識等を買主の責任と負担で直ちに除去するものとします。

第6条（売買代金等及び消費税等）

1. 買主は、注文書等記載の物件売買代金（以下「売買代金」という）及び関連する諸費用（運送費、消耗品代等を含む。以下「諸費用」といい、売買代金と諸費用を総称して「売買代金等」という）を売主指定の期日までに売主指定の支払条件・支払方法で売主に対し支払います。なお、振込手数料等、売買代金等の支払いにかかる費用は、買主の負担とします。
2. 買主は、売買代金等、その他本契約に基づき支払うべき金銭債務について、税法所定の消費税額、地方消費税額を付加して売主に支払います。

第7条（危険負担及び所有権の移転）

1. 搬入日より前に生じた調達・中古物件等の全部又は一部の滅失、損傷その他の損害は、買主の責めに帰すべきものを除き売主が負担し、搬入日以降に生じた調達・中古物件等の全部又は一部の滅失、損傷その他損害は、売主の責めに帰すべきものを除き買主が負担します。
2. レンタル終了物件等の引渡し後におけるレンタル終了物件等の滅失又は損傷等の損害については、全て買主の負担とし、買主は、その原因の如何を問わず、売主に対し何らの請求及び本契約を解除することができないものとします。また、この場合、買主は、本契約に基づく売買代金等の支払いその他の債務の履行を拒むことができないものとし、
3. 物件等の所有権については、買主が売買代金等を売主に完済した時、売主から買主に移転します。

第8条（品質等の担保責任）

1. 売主は、調達・中古物件等の引渡し時において、調達・中古物件等が通常性能・作動状況を備えている状態であることのみを担保し、これを除く調達・中古物件等の品質等については担保しません。
2. 調達物件等に対する保証については、特段の定めがある場合を除き、調達先から買主に対して調達先が定める所定の保証範囲内で直接提供されるものとし、売主は、これらの事項について契約不適合責任、損害賠償責任その他一切の責任を負わないものとします。

第9条（契約解除）

1. 買主が次の各号のいずれかに該当したときは、売主は、催告を要しないで通知により本契約の全部又は一部を解除することができます。
 - ① 支払いを停止したとき、又は小切手若しくは手形の不渡り、若しくは電子記録債権の支払不能を1回でも発生させたとき。
 - ② 仮差押、本差、仮処分、強制執行、競売の申出、公租公課対象処分などを受け、又は破産、民事再生、会社更生その他債務整理・事業再生に係る手続きの申立があったとき。
 - ③ 事業を廃止若しくは解散し、又は官公庁から事業停止、その他業務継続不能の処分を受けたとき。
 - ④ 経営が相当悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
 - ⑤ 本契約以外の売主に対する金銭債務の支払いを1回でも怠ったとき。
 - ⑥ 本契約の条項又は売主との間のその他の契約条項のいずれかに違反したとき。
2. 前項により売主が本契約を解除したときは、買主は、買主の責任と負担により、売主が指定する場所で物件等を売主に返還するとともに、

売主が被った損害を直ちに賠償します。なお、売主は、受領済みの売買代金等を損害賠償に充当できるものとします。

第 10 条 (遅延利息)

買主が本契約に基づく債務の履行を遅延した場合、買主は、支払期日の翌日からその完済に至るまで、年 14.6%の遅延利息を売主に支払うものとします。

第 11 条 (法令等・指示事項の遵守)

1. 買主が物件等を廃棄する場合、買主は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他法令等を遵守し、適切に廃棄処理手続きを行うものとします。
2. 買主が物件等を輸出する場合、買主は、日本及び輸出関連諸国の輸出入関連法規等並びに米国輸出管理規則 (Export Administration Regulations) を遵守し、適正かつ適法に輸出を行うものとします。なお、調達物件等を輸出する場合、第 8 条第 2 項は適用されないものとします。
3. 物件等が医療機器である場合、買主は、調達先から当該物件等についてその品質等の確保等に関して指示事項があるときは (後日指示された場合を含む)、自己の責任と負担において当該指示事項をすべて実施、遵守することを売主に約定のうえ当該物件等を買受けたものとし、当該指示事項に関連して本契約の解除、補償その他一切について売主に請求できないものとします。

第 12 条 (データ等の消去)

中古物件等に情報 (電子的情報のデータ等を含む。以下「データ等」という) が記録されていた場合には、買主は、買主の責任と負担でデータ等を消去し、故意にこれを自ら使用し又は第三者に開示等してはならないものとします。

第 13 条 (反社会的勢力との関係排除)

1. 買主及び売主は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたっても該当しないことを相手方に誓約します。
 - ① 自己又は自己の役職員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しないこと、その他これらに準ずる反社会的勢力 (以下これらを総称して「反社会的勢力」という) であること、又は反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係にあること。
 - ② 反社会的勢力が自己の事業活動を支配し又は実質的に関与していること。
 - ③ 本契約の履行が反社会的勢力の活動を助長するものであり又はそのおそれがあること。
2. 買主及び売主は、反社会的勢力を利用し、又は反社会的勢力に対して資金、便宜の提供、若しくは出資等の関与をする等、反社会的勢力と関係を持つてはならないものとします。
3. 買主及び売主は、相手方又は相手方の役職員が、反社会的勢力若しくは第 1 項各号のいずれかに該当し、又は前二項の規定に基づく表明・誓約に反する事実が判明したときは、相手方に対して催告を要せず本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。なお、売主が解除権を行使した場合の措置は、第 9 条第 2 項及び第 10 条を適用します。
4. 買主及び売主は、前項に基づく本契約の解除により、相手方又は相手方の役職員に損害が生じても一切の責任を負わないものとします。

第 14 条 (損害賠償)

売主が本契約に違反したことに起因又は関連して買主に損害を与えた場合において売主が賠償する損害は、直接損害に限られ、間接的又は派生的に発生した損害 (逸失利益及び休業補償を含む) は含まないものとし、その損害賠償の上限額は、本契約に基づき売主が買主から受領した売買代金相当額とします。

第 15 条 (特約条項)

注文書等記載の特約条項は本契約と一体となりこれを補完し又は修正します。なお、注文書等に記載なき約束は、別に書面で買主及び売主双方が合意しなければ効力を有しないものとします。

第 16 条 (合意管轄)

本契約に関する買主・売主間に生ずる全ての紛争 (裁判所の調停

手続きを含む) は、訴額のいかんにかかわらず、売主の本社又は支社若しくは営業所の所在地の簡易裁判所又は地方裁判所のみを第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 17 条 (付則)

1. 本契約条項は、2022 年 11 月 10 日以降に成立する本契約に適用されます。なお、売主は、必要に応じて本契約条項の内容を改定できるものとし、改定した場合は、売主所定のウェブサイト・ホームページに掲示します。
2. 本契約条項改定後に成立する本契約は、最新のウェブサイト・ホームページ掲載の売買契約条項の規定が適用されるものとします。

以上